

入札説明書

令和8年札幌市告示第3134号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和8年8月10日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局行政部総務課文書事務担当係 電話 011-211-2167

Eメール bunsho@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 産業廃棄物（マイクロフィルム）収集運搬処分業務（単価契約）

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約日から令和8年12月28日まで

(4) 履行場所 本市内において委託者が指定する場所

(5) 入札書の記載方法 単価により行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 次のア～ウに掲げる要件を満たすものであること。

ア 「収集運搬」は、北海道知事または札幌市長の産業廃棄物収集運搬業許可、「処分」は、処分場所を管轄する首長の産業廃棄物処分業許可を受けていること。

イ 自社で焼却処理施設を有していること。

ウ 本市が定める管理基準（別添「特定個人情報等取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有していること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書及び入札参加資格を有することを証明する書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

- (2) 入札書の受領期限

令和8年8月19日(水) 16時00分(送付による場合は必着)

- (3) 開札の日時 令和8年8月20日(木) 10時00分

- (4) 開札の場所 札幌市役所本庁舎10階北側総務局総務課事務室

- (5) 入札書の提出方法

- 1 入札書は別紙1の様式にて作成し、提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和8年8月20日10時開札〔産業廃棄物(マイクロフィルム)収集運搬処分業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- 2 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和8年8月20日10時開札〔産業廃棄物(マイクロフィルム)収集運搬処分業務〕の入札書在中」の旨を記載して、上記2宛に入札書の受領期限(必着)までに送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- 3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (6) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

- 1 提出方法 電子メールにて提出するものとする。件名を「産業廃棄物(マイクロフィルム)収集運搬処分業務に関する質問」とすること。なお、電話や来庁による質問は受け付けない。
- 2 提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和8年8月17日の16時00分までの間に提出すること。
- 3 質問に対する回答の方法 原則として電子メールにて質問票の送付により随時行う。また、質問票の受付期限の到達後、すべての質疑内容をホームページで公表する。(質問を行った法人名等は公表しない。)

- (7) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

- (8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- 1 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- 2 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- 3 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

- (9) 代理人による入札

- 1 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に代理委任状(別紙2)を提出しなければならない。
- 2 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

- (10) 開札

- 1 開札は、上記5(4)の場所において行う。入札者又はその代理人で希望するものは、開札に立ち会うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- 2 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- 3 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙2)を提示しなければならない。
- 4 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると思えた場合のほか、入札場を退場することができない。
- 5 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札(有効な入札に限る。)をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、競争入札参加を有することを証する書類(別記「入札参加資格提出書類について」参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- 1 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。
- 2 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- 3 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金の納付がなかったとき。
- 4 その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書(別紙3)を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

- 1 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - 2 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、契約の相手方が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - 3 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - 4 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (9) 契約条項 別紙4のとおり
- (10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明
- 入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ア 提出場所 上記2に同じ。
- イ その他 提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。